

あまがさき 市議会だより

Vol.153

令和7年(2025年)5月1日

発行:尼崎市議会
編集:尼崎市議会だより編集委員会
〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号
☎06-6489-6112(議事課) ☎06-6489-6105
Eメール ama-gikaldayori@city.amagasaki.hyogo.jp

市議会の情報はホームページで
ご覧いただけます。

尼崎市議会

検索



3月29日にリニューアルオープンした中央公園(阪神尼崎駅前)

第25回定例会

令和7年度当初予算案・百条委員会の調査報告書案を可決

第25回定例会は、2月19日から3月21日までの31日間の日程で開催しました。2月21日・25日および26日に開会した常任委員会等では、令和6年度補正予算等について審査を行い、3月3日の本会議で採決を行いました。3月5日からは当初予算等に係る予算特別委員会を設置し、分科会および総括質疑(全体会議)による審査を行った後、3月21日の本会議において当初予算案等はいずれも原案可決となりました。

(各議案の採決結果は11・12面に掲載)

目次

■百条委員会の調査報告書について	2～5
■代表質疑	6・7
■予算特別委員会(分科会審査)	8・9
■決算特別委員会意見に対する回答	9・10
■採決結果一覧表	11・12
■議員研修会を開催	12
■議会の動き	12
■議員の辞職について	12
■編集後記	12
■次回定例会の予定	12

百条委員会の調査報告書について

令和7年（2025年）3月21日の本会議において「光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る調査特別委員会（百条委員会）」の調査結果について前迫直美委員長が報告を行い、その調査報告書案を可決しました。

今号では2面～5面に調査報告書の一部を抜粋し掲載します。なお、調査報告書の全文は市議会ホームページに掲載しています。



調査報告書

委員会の構成

委員長	前迫直美（公明党）
副委員長	都築徳昭（市民グリーンクラブ）
副委員長	丸岡鉄也（蒼風会）
委員	眞田泰秀（公明党）
	中尾健一（公明党）
	川崎敏美（日本共産党議員団）
	佐野剛志（青雲の会）
	田中淳司（みどりの未来）

委員会の開催状況

回数	開催日	協議内容
第1回	令和6年10月17日（木）	・傍聴定員について ・委員長の互選 ・副委員長の互選 ・副委員長の委員長職務代理順位の決定 ・本委員会の運営方法等について ・証人の出頭要求について ・記録（資料）の提出要求について ・委員派遣について
第2回	令和6年11月13日（水）	・委員派遣に係る調査報告について ・証人尋問の取扱いについて ・本日の証人尋問の進め方について ・証人尋問について
第3回	令和6年11月25日（月）	・記録（資料）の提出要求について
第4回	令和7年1月10日（金）	・記録（資料）の提出要求について
第5回	令和7年2月12日（水）	・証人の出頭要求について
第6回	令和7年2月19日（水）	・本日の証人尋問の進め方について ・証人尋問について
第7回	令和7年3月12日（水）	・調査報告書（案）について
第8回	令和7年3月17日（月）	・調査報告書について

本市議会におけるこれまでの対応

令和4年6月、令和3年度から4年度に日本維新の会に交付された政務活動費において、元日本維新の会所属光本圭佑議員による複数にわたる不可解な入出金や、有印私文書偽造及び変造の疑いが発覚した。このため、即座に会派代表者会を開会し、同議員に対し事情等を問いただしたが、十分な説明がなされず、真相究明にはほど遠い状況であった。同議員のこうした態度を踏まえ、令和4年8月に議会事務局長が兵庫県警察本部に有印私文書偽造及び変造などの疑いで同議員を刑事告発し、令和5年12月に神戸地方検察庁は同議員を有印私文書偽造及び変造に加え、業務上横領の罪で在宅起訴した。

その間、本市議会は当該事件の発生を重く受け止め、市民からの信頼を回復すべく、今後二度と同様の事象が起らないよう政務活動費に係る各種規定の検証、必要に応じた見直し等に関することを協議するため、令和4年6月に「政務活動費の制度検証等特別委員会」を設置し、令和6年5月まで計13回にわたり、原因の分析、制度上の課題・問題点の洗い出しなど検討を重ね、制度の見直しを行った。

また、令和5年3月には市民からの調査請求を受け、議長において尼崎市議会議員政治倫理審査会（学識経験者や弁護士等の外部委員で構成）を設置し、同年11月に本審査会から本市議会において、光本圭佑議員に対し、議員辞職勧告決議をするのが妥当との審査結果報告がなされた。

本市議会においても、光本圭佑議員に対し、令和4年6月、令和5年6月・11月の3度にわたり全会一致で辞職勧告決議を可決した。

調査の趣旨・結果

令和5年12月に在宅起訴された際、新聞報道等によると起訴された事件の横領金額は総額約200万円とされ、不可解な入出金のすべての事案が起訴されたわけではないことが判明した。このため、本市議会議長は起訴されていない事案について、その真相究明を行うべく地方自治法第100条の規定に基づく調査を行う方針を表明した。ただし、起訴された事件の確定には第1回公判での起訴状朗読を待つ必要があったため、その後に百条委員会を設置して調査をする予定としていた。しかし、令和6年9月時点においても第1回公判は開かれず、そのまま第1回公判を待っていると、現議員の任期満了（令和7年6月26日）までに調査を終了することが困難になってきた。

そのため新聞報道等により明らかにされた、起訴された事件の横領金額の総額及び事件発生の時期を考慮し、司法権の独立を侵害しない範囲において、起訴されていないと推測される以下の2つの事件について、地方自治法第100条の規定に基づき特別委員会を設置して調査を行うこととした。



事件 1

概要

光本圭佑議員は、令和3年11月2日、日本維新の会職員（以下、「会派職員」という。）に政務活動費から現金で会派広報紙の印刷代として127万2,500円、ポスティング代として76万5,765円、合計203万8,265円を引き出させ受領した。同議員の説明によると、一旦、K社に発注し代金の支払をしたが、その後、会派職員が安価な印刷業者を見つけたためK社との契約をキャンセルしたとのことである。令和4年3月31日、同議員はK社から返金を受けたとして、現金203万8,265円を会派職員を介し、政務活動費の口座へ返金した。しかし、事件が発覚する令和4年6月までの約7か月もの間、他の会派所属議員及び会派職員は誰一人K社との取引を知らなかった。結果的に、令和3年11月2日から令和4年3月31日までの間、政務活動費の口座に203万8,265円がなく、K社との取引を証明する書類は令和4年5月に議会事務局が光本圭佑議員に提出を求めた令和3年10月25日付けのK社作成の見積書のみであった。

調査結果

本事件に関しては光本圭佑氏等による証言や関係者からの回答をもってしても不審な点が何点かある。

まず1点目は、6年前にK社に会派広報紙の印刷（政務活動費は充当していない。）を発注しながらK社の営業実態等に対する不信感からキャンセルしたため、K社とトラブルになり、当時の会派所属議員から二度と使うなど強く言われたにもかかわらず、光本圭佑氏が再度発注をかけたことと証言している点である。

2点目は、K社の説明では令和3年10月25日付けの見積書を光本圭佑氏に渡した、また光本圭佑氏も以前の説明ではK社に見積書の作成を依頼し入手したと言っておきながら（令和6年11月13日の本委員会における証人尋問では見積書の存在について記憶がないと証言している。）、同年11月1日及び11月8日の会派会議で一切報告をしていない点である。

3点目は、光本圭佑氏は令和3年11月2日にK社に印刷及びポスティング代を前払いしたと証言しているにもかかわらず、11月8日の会派会議でK社と契約を締結し既に代金を支払い済みの報告をするどころか、印刷を1回にまとめるにはどうしたらいいかということと相談してみろという発言をしている点である。

4点目は、令和3年11月2日に会派職員に印刷及びポスティング代の出金をさせる際に、K社の名前の記載はなく、B社（以前から委託しているポスティング会社）及びP社（大手通販印刷会社）の名前とそれぞれの金額が記載されたメモを会派職員に渡している点である（仮に光本圭佑氏が令和3年10月25日付けの見積書をK社から徴していたのであればメモでなく見積書を会派職員に渡していたはずである。また、光本圭佑氏はK社からオーケーをもらったので、その金額を下ろしてほしいということとを会派職員に伝えたと証言しているが、会派職員は知らないと回答している。なお、会派職員は会派報の最終入稿予定日であった11月8日の会派会議においても業者が決まっていないことを知り、交渉が難航しているとの思い、また、11月9日にはデザイナーから最終段階のデータも届いたので印刷先が決まっていないのは困るの思いから、印刷先を探して状況を解決しようと動いており、K社への支払ということとを伝えているのであれば、会派職員が印刷先を探すという行動に出ることは考えにくい。）。)

一方、光本圭佑氏の証言とK社の回答を比較すると見積依頼から返金までの大筋の流れは合致しているが、細かい部分では齟齬がある。例えば、K社は見積書を手渡したと回答しているが、光本圭佑氏は見積書の記憶がない（令和5年1月16日の政務活動費の制度検証等特別委員会では見積書、請求書、領収書はもらい、返金してもらった時にそれらは返却したと発言している。）と証言していること。返金の催促と期限について、光本圭佑氏は何度か電話で催促した、期限について令和4年3月31日まででよいとは言っていないと証言しているが、K社は催促は1回だけであった、光本圭佑氏から返金は令和4年3月31日まででよいと言われたと回答していること。また、令和4年3月31日にK社から返金を受けた際に、K社はその場で現金を確認してもらったと回答しているが、光本圭佑氏は確認できる雰囲気ではなかったためその場で確認していないと証言していることなどが挙げられる。

更に、光本圭佑氏がK社に会派広報紙の印刷及びポスティングの発注を行い、金銭のやり取りをしたことを証する直接的な証拠は示されていない。

これらを総合的に判断すると、光本圭佑氏がK社に会派広報紙の印刷及びポスティングの発注を行い、K社との間で現金の授受が行われていたとされることは疑わしく、光本圭佑氏がK社に支払ったとされる203万8,265円を一時的に流用していた可能性も否定できないと言わざるを得ない。

事件 2

概要

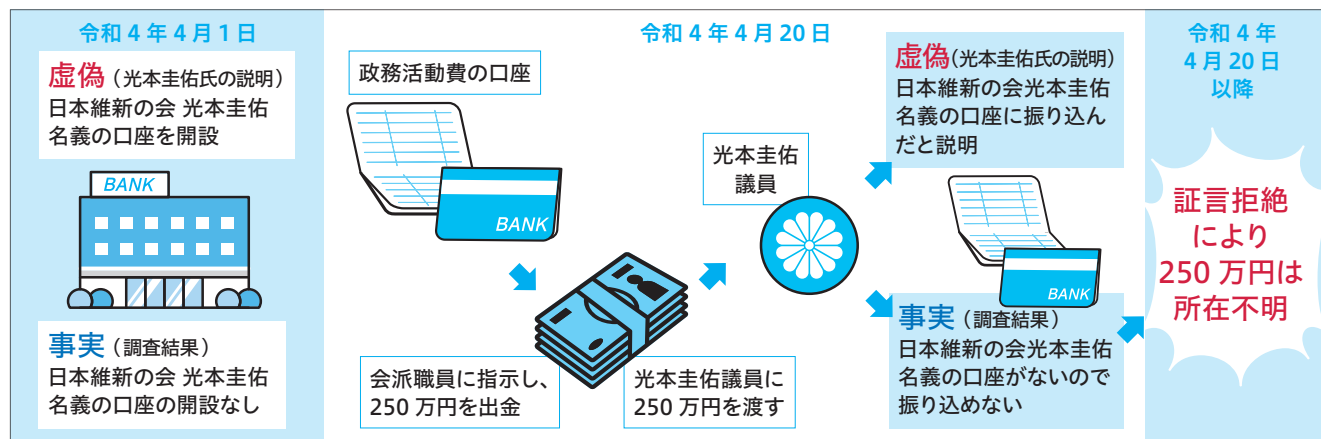
光本圭佑議員は、令和4年4月20日、別管理をするとして、他の会派所属議員に無断で会派職員に政務活動費から会派所属議員10人分の個人使用の政務活動費として現金250万円を引き出させ受領した。この出金が不可解であったため、議会事務局が同年5月に、また会派所属議員が同年6月3日にそれぞれ同議員に対し250万円を入金したWEB通帳の写しの提出を求めたところ提出されたが、つじつまが合っておらず、偽造の疑いが濃いものであった。またその後同年6月6日に会派所属議員が同議員に対し250万円を戻すよう求めたところ、同日安浪順一議員が250万円を立替えて返金した。同議員及び安浪順一議員の説明によると同議員は安浪順一議員に同日250万円を返金したとのことである。



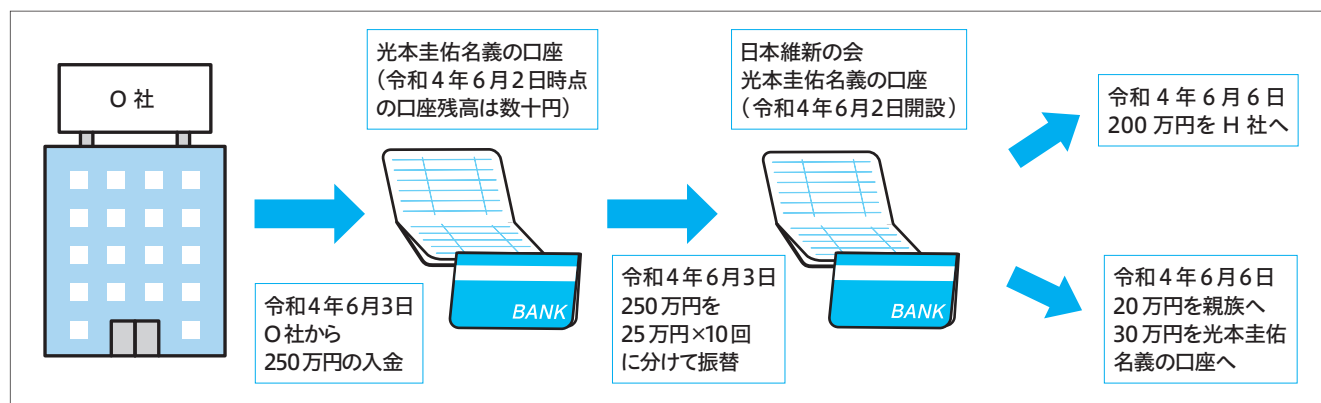
調査結果

これまで光本圭佑氏が議会事務局・日本維新の会に提出してきた政務活動費250万円を移したとされる屋号付き個人口座の入出金記録や、令和4年6月14日の会派代表者会での説明によると、令和4年4月1日にM銀行M支店に屋号付き個人口座を開設し、会派が割れるかもしれないとの光本圭佑氏による認識のもと、同年4月20日に会派職員に別で管理することになったと説明し、25万円×10人分＝250万円を出金させ、同日にその口座に入金したとのことであった。しかしながら、屋号付き個人口座の入出金記録をM銀行M支店に請求したところ、当該口座は令和4年6月2日に開設されており、同年6月3日に25万円が10回に分けて振り込まれていることが確認できたことから、議会事務局や日本維新の会に提出してきた入出金記録は偽造であることが判明した。同年5月に議会事務局に入出金記録を提出した時点で、既に巧妙に入出金記録を偽造し、その時から欺こうとしていたことがうかがえる。また、本委員会において令和4年4月20日から同年6月3日までの政務活動費250万円の所在を明らかにするため「光本圭佑」名義の別の口座についても複数の金融機関に請求し、提出のあった光本圭佑名義の口座（個人口座）の入出金記録を見ると同年6月3日に〇社から個人口座に250万円が振り込まれ、同日に個人口座から屋号付き個人口座に25万円を10回に分けて振り込まれていることが確認できた。これらの入出金記録から、当該250万円は政務活動費ではなく、これまで光本圭佑氏は虚偽の説明をし続けていたことも判明した。とりわけ同年6月14日の会派代表者会において、光本圭佑氏は同年5月に議会事務局職員にパソコンのWEB通帳の画面を見せたと主張し、またパソコンのWEB通帳の画面を最初は見る事が出来ていたが、その後画面が切れ、再ログインを試みたものの、パスワードエラーによりログインすることができない事象が起こった。しかし、これらの言動はそれまでの虚偽説明を隠すものであり、はなはだ悪質と言わざるを得ない。こうした口座の入出金記録や光本圭佑氏の言動からは、政務活動費250万円の所在が明らかになるどころか、250万円の所在は不明となった。光本圭佑氏は横領や私的流用はない、起訴されていないということは違法性がないと判断されたと主張するが、起訴されていないのは、疑わしい点が全くないため起訴されていないというわけではなく、刑事罰を科す何らかの構成要件が不足しているに過ぎないと推測する。加えて、光本圭佑氏は今まで提出してきた入出金記録の真偽については刑事訴追のおそれがあるとして証言を拒否していることから、何らかの不正行為があることも否定できない。

政務活動費250万円の流れ



日本維新の会光本圭佑名義の口座（屋号付き個人口座）における資金の流れ



総括

光本圭佑氏の証言には不審な点や証言拒否が多く、他の証人の証言、提出された記録（資料）、関係者の回答をもっても、不可解な入出金の全容解明には至らなかった。

本委員会で新たに明らかになったことは、これまで光本圭佑氏が開示を拒否してきた屋号付き個人口座の入出金記録をM銀行に請求し提出を受けたことにより、光本圭佑氏がこれまで説明してきた令和4年4月1日に屋号付き個人口座を開設し、政務活動費250万円を令和4年4月20日に当該口座に入金したということは虚偽であったということである。光本圭佑氏が虚偽の説明をし続けなければならなかったことについても理由は不明であるが、政務活動費250万円の所在は不明のままであり、疑惑は増すばかりである。

光本圭佑氏は折に触れて裁判で説明責任を果たすというが、そもそも起訴されていないと推測される事件（事件2については起訴されていないと光本圭佑氏が証言している。）については裁判で説明責任を果たすことはできない。本委員会は説明責任を果たす場の一つであるにもかかわらず、訴追のおそれがあると証言を拒否している。ということは、自ら説明責任を果たす意思が全くないということにほかならず、また、事件1については、様々な証言をしているものの、K社とのやり取りがあったことを証する書類が提出されておらず、証言の不一致などを考慮すると、両件ともに起訴には至っていないが何らかの不正があると疑わざるを得ない。

さらに、矛盾なく裁判を進めていくためにも回答は控えるとしている。「矛盾なく裁判を進めていくため」とはどのような意味か。事実が一つである限り、本委員会においても裁判においても、証言に矛盾は生じないはずである。本委員会に至るまでも、事実関係の説明が翻るなど言動に一貫性を欠く場面があったことを考えると、これまで事実を述べることなく、その場その場で場当たり的な説明をしてきたがゆえに、つじつまが合わなくなってきた結果、本委員会においても、特に事件2については証言拒否が多くなり、「矛盾なく裁判を進めるため」という言葉になったと推測する。

これまでも光本圭佑氏の一連の行動、証言から推測すると、最終的に政務活動費が口座に戻っていれば、その間のプロセスはどうであれ問題はないという思考であることがうかがえる。また、自らの支出決定者としての行動はこれまで日本維新の会では普通になされてきたこと、また、事件1と同様のことが以前にもあったが、議会事務局も議長も問題にすらしなかったなどと自らの行動を正当化し、責任転嫁をする場面もあった。

このような光本圭佑氏の対応・態度は誠に不誠実であり、高い倫理観が求められる議員としては資質を欠くものである。市民に対して政治不信を招いたと謝罪するだけでなく、政治不信を招くに至った経緯経過を信用たるに十分な客観的な証拠とともに、早急に事実を自らが説明することを強く求める。

一方で、日本維新の会の内部統制の面では、経理責任者について当時、議会事務局に提出された書類上では経理責任者とされていた西田兼治氏は「（政務活動費上の）経理責任者にはなっていない」と証言し、他の会派所属議員においても当時誰が経理責任者であったのか認識があいまいである議員も複数存在している。当時の日本維新の会においては、経理責任者を通すことなく、会派職員との間だけで出金を行うことが可能であったとの証言もあり、経理責任者の存在は形骸化し、全く機能していなかったことがうかがえる。このような事態を未然に防ぐことができず、早期に発見できなかった会派の責任は重い。政務活動費の制度検証等特別委員会での検討結果を踏まえ、二度と不正が起これぬよう引き続き着実に制度を運用することをあらためて強く求める。

今回の事件は当時の日本維新の会の経理事務のずさんさも一因ではあるが、第一義的にはその間隙をついた光本圭佑氏に責任がある。

光本圭佑氏においては、自ら説明責任を果たそうとしないどころか、政務活動費を入金したとされていた入出金記録を再三にわたり偽造し、議会事務局・日本維新の会に提出したことや議会をはじめとする様々な場面で虚偽の説明を繰り返してきたことの重大さ及び市民からの負託を踏みにじっていることを自覚し、自ら辞職の判断を下すべきである。

代表質疑

3月4日・5日の2日間、各会派の代表者7人が令和7年度当初予算案などに関して代表質疑を行いました。
主な質疑と答弁の要旨は、次のとおりです。

当初予算審議の 主な流れ

- ① 代表質疑
- ② 予算特別委員会
(分科会)
- ③ 予算特別委員会
(総括質疑)
- ④ 予算特別委員会
(各会派意見表明・採決)
- ⑤ 本会議 (採決)

公明党 前迫 直美



物価高騰対策について

問 令和6年度の物価高騰対策をどのように検証したのか。新年度はより一層効果的かつスピード感を持って取り組むべきだが市長の考えはどうか。

市長 令和6年度は低所得世帯を対象とした給付金事業など、国制度による支援に加え本市の実情に応じ、あま咲きコインプレミアムキャンペーンなどの事業を実施し生活者と事業者を支えるための取り組みをスピード感を持って進めることができたと考えている。令和7年度も引き続き市内経済や市民生活への影響を注視し国や県の動向も踏まえ市民のニーズを踏まえた機動的な施策を随時実施していく。

■その他の主な質疑
○次のステージを目指す尼崎の教育はどうあるべきか、市長の思いは。

○学校体育館へのエアコン設置の市長の見解はどうか。
○これまで本市を支えてこられた高齢者への市長の思いは。

日本維新の会 松岡 洋司



防災対策について

問 本市の指定避難場所の現状と市民の安心・安全のための予算についての市長の考えはどうか。

市長 指定避難場所の環境改善は災害関連死等を防ぐためにも重要な課題の一つとして認識しており、関連予算は過去の災害発生時の課題を踏まえ、現物備蓄の充実や民間事業者との新たな協定締結など、環境改善の取り組みを進めている。また防災・減災に係る予算は、ハード・ソフトの両面から市民の安心・安全を守る上で重要であり、可能な限り国の補助金を活用し、優先順位やその効果等を踏まえて必要な予算措置を講じていく。

■その他の主な質疑
○中学校の給食にパンを提供してはどうか。

○学校給食費の無償化についての本市の考えは。
○それぞれのメリット・デメリットを含めた本市の市立・私立高等学校の高校無償化に向けての市長の考えは。

市民グリーンクラブ 都築 徳昭



共生社会の実現について

問 分断と極端性が進む社会において、どのような姿勢で市政運営に取り組むのか。

市長 政策決定に関わる人間は常に謙虚な姿勢を持ち続け、想像と共感という人間が本来有する能力を最大限発揮した上で政策判断を行い、なぜそのような判断をしたのかということをしっかりと説明できるようにしていくことが大切

だと考えている。その姿勢は政治理念として約束した対話重視、実行力、誰一人取り残さないという3点に集約されると思うため引き続きこの姿勢を大切にし市政運営に向き合っていきたいと思う。

■その他の主な質疑
○本市のインクルーシブ教育の目指す方向性は。
○あまやさいの地産地消と併せてオーガニック給食の拡大は可能か。また来年度の具体的な計画は。

○社会福祉協議会を主体としながらも多様な主体も含めた組織の在り方の方向性を示す時ではないか。

蒼風会 林 久博



中学校部活動の地域移行について

問 地域クラブ活動への移行に伴い、保護者等の費用負担はどう変化するか。また、低所得世帯の生徒が公平に参

加できるよう、市としてのどのような対策を講じていくのか。

教育長 競技等の種類や活動頻度などで会費は異なるが、

これまでの部費と比較して負担が増えることが予想される。本市では公費で運営する直営の地域クラブ設置など、できる限り参加しやすい会費設定となるよう努め、経済的な事情で会費の負担が困難な家庭には学びの機会格差が生じないよう一定の要件を満たした世帯を対象に会費の減額や免除を行うことを検討していく。

■その他の主な質疑

○本市における多文化共生社会の実現に向けた具体的な取り組みとその成果、今後の課題は何か。

○本市がダブルケアラーに対して提供できる支援制度にはどのようなものがあるか。また、介護保険制度や子育て支援制度とダブルケアの関連性をどのように考えているのか。

○囲碁・将棋を活用した学力向上の取り組みの先進事例をどう捉えているか。また、学校教育において導入を検討する考えはあるか。

日本共産党

議員団

川崎 敏美



教育の在り方について

問 新自由主義の内面化が進んでいることと本来の教育の果たすべき役割についての考えはどうか。

市長 新自由主義と教育における競争原理との因果関係は素直に受け止めることができず、例えば中国の科挙など人間の中の差別化・競争であり、その意味では人間そのものに備わった仏教という業のようなものと受け止めている。その上で教育の本質は文化の継承と一人一人の人間がより豊かで幸せな人生を送るための成長を手助けすることが第一であると考えており、その結果、平和で民主的な社会を担う構成員の育成を目指すものであると捉えている。

■その他の主な質疑

○正規職員を増やす方向に人

事政策を転換すべきと思うが見解は。

○学校体育館の断熱化および空調整備の全体計画とその優先度の考え方は。

○阪神間他都市に倣ってがん検診を無料にすべきと思うが見解は。

青雲の会

波多 正文



市政への思いについて

問 これまでの任期の評価と今後の市政への思いは。

市長 重点課題事項の設定・施策評価など年間の予算編成プロセスを見定め幹部職員と早めに問題意識を共有し、着実な政策推進を意識してきたことで、大きなトラブルもなくここまでこれたのではないかと考えている。政策へのインパクトや思い切りを意識しすぎるとひずみを生む可能性も高くなるが、財政支出と財政規律、子育て世帯と高齢世帯などそれぞれバランスを意

識しながら丁寧な議論を経て政策決定をしていくことにこれからも意を用いていく。

■その他の主な質疑

○主体的・対話的で深い学びや帯学習・放課後学習への来年度の取り組みは。また、先進市のデジタル採点システム導入による全教員の指導改善実績を知ることが大切だと思うが、どうか。

○自宅から出られない不登校生徒へ同年代の経験者の月1回自宅訪問のような事業が必要であり、保護者が安心して相談できる取り組みがないと思うがどうか。

○事業所の課題に対して分野別の専門家に相談できる体制の必要性和将来的な産業政策への考えは。

みどりの未来

迫田 敬一



防災について

問 避難訓練を高齢者・障害者施設や地域と合同で実施している学校は増えているのか。また、浸水継続時間を反映した訓練の予定はあるのか。

教育長

今年度、各校と高齢者等の施設や地域との合同避難訓練への参加状況は把握できていないが、全ての小中学校で地域や関係機関、幼稚園や保育所等と連携して実施している。また、各校の立地や地域の実情に応じて校区内の道路などの浸水状況をはじめ、さまざまな災害を想定して学校での待機や保護者への引き渡しなどの対応も含めて訓練を実施している。

■その他の主な質疑

○現在の保育士確保事業で保育士不足はどの程度解消される見込みか。また潜在保育士の実態把握およびその対策、就労状況はどうか。

○火葬場などの使用料・手数料の改定について、適正な原価率算定の環境は市民側には整っていないと思われるがどうか。

○学校行事ありきの県の万博招待事業に違和感があるが、市長はどう思うか。

予算特別委員会

令和7年度当初予算および同予算関連議案等を審査

本市議会では、令和7年度当初予算と同予算関連議案の計19案件を集中的に審査するため、全議員を委員とする予算特別委員会を設置し、委員長に開 康生委員を選任しました。

審査に当たっては、常任委員会と委員や所管事項が同じ5つの分科会を設置し、各所管部局に関して審査を行うとともに、当初予算案および当初予算関連議案についての論点整理を行うため、分科員間による協議を行いました。続いて、各会派が総括質疑を行った後、意見表明を行いました。その後の採決の結果、一般会計予算案などの19案件を原案のとおり可決しました。

分科会審査

3月6・7日の2日間

にわたり行った各分科会の審査において、次の事項が重要な論点として全会一致でまとめられ、各論点において、分科員からそれぞれ意見がありました。

論点…意見があった論点

論点…意見がなかった論点

総務分科会

論点 社会情勢を踏まえた公共施設マネジメント計画と公契約の在り方について。

意見 必要な見直しや改善を行うこと。

論点 DXの推進及び情報セキュリティの強化について。

意見 市民にも、職員にも利便性が実感できるような効率的な取り組みを行うこと。

生成AIの活用にはルールに基づいて行うこと。

論点 地域コミュニティの醸成及び生涯学習の推進について。

意見 新たな担い手の育成に取り組むこと。

論点 職員の資質向上及び内部統制の強化について。

意見 モチベーションの向上も含めた処遇改善等に取り組むこと。

勤務時間や勤務場所など職員の希望に柔軟に対応できるよう取り組むこと。

論点 予算編成・債権管理・収入整理の最適化について。

意見 財務状況を踏まえて優先順位を見直し、無駄のない適正な予算配分を行うこと。

債権管理・収入整理の適正化を行うこと。

論点 庁内横断的に行う人権保障と多文化共生の取組の推進について。

意見 当事者の地域コミュニティへの参加や所管課が相互に連携するよう取り組むこと。

文教分科会

論点 いじめ・体罰等の根絶に向けた取組及び庁内横断的な不登校対策の充実について。

意見 SNSによるいじめの対策を強化すること。

論点 教員不足の対策及び教員の資質向上並びに教員の働き方改革の推進について。

意見 これらの取組を教員の余裕につなげること。

子供たちが健全に育つようとりわけ実学となるSTEAM教育に取り組むこと。

DXの取組を推進すること。

論点 老朽化した学校施設及び体育館の空調設備の整備について。

論点 インクルーシブ教育の推進について。

意見 子供たちが過ごしやす学校環境をつくること。

論点 多様な人権教育のさらなる推進について。

意見 子供の人権は保障されているということを教育活動の中でしっかりと伝えること。

論点 中学校部活動の地域移行について。

健康福祉分科会

論点 保育所・児童ホームの待機児童解消・施設整備・保育士確保の推進について。

論点 妊娠前から出産・子育て期にわたる支援の拡充について。

論点 高齢者・障害者(児)支援の強化及び重層的支援の推進について。

意見 介護従事者確保を推進すること。

福祉避難所の確実な開設に

向けた支援をすること。

論点 児童相談所の整備といくしあ機能充実及び連携強化について。

論点 動物愛護の支援体制の強化について。

経済環境企業分科会

論点 物価高騰等の影響を踏まえた事業者及び市民への経済的支援について。

論点 公設地方卸売市場の再整備について。

意見 再整備計画を着実に推進すること。

論点 脱炭素社会の実現に向けた着実な取組及び地球温暖化対策の推進について。

論点 地域観光資源を生かした観光施策の推進について。

意見 大阪・関西万博の開催を契機とした新たな観光施策を推進すること。

論点 地域経済活性化のための取組強化について。

意見 オープンイノベーションコア尼崎の取組を強化すること。

市内企業の外国人労働者の獲得も含めた雇用を促進すること。

論点 モーターボート競走事

業における収益向上に向けた取組及び公益性の周知について。

意見 ギャンブル依存症対策の取組を強化すること。

論点 防災の観点による、上下水道整備及び保守点検業務の推進について。

意見 上下水道事業の安全・安心な供給の取組や事故が発生した場合の市民への周知などについて、より広く広報できるような取組について検討すること。

建設消防防災分科会

論点 大規模災害に備えた防災・減災の取組について。

意見 大規模災害を見据えた渋滞緩和と緊急輸送道路確保に向けた都市基盤を整備すること。

論点 ファミリー世帯の定住・転入に資する良好な住環境の創出について。

意見 あまり定住という観点にこだわらないこと。

論点 武庫川周辺阪急新駅整備に係る取組について。

意見 将来を見据えた周辺整備を行うこと。

決算特別委員会意見に対する回答

令和6年9月の決算特別委員会における提言に対する市長からの回答は、次のとおりです。なお、議会からの提言については、要約していますので、詳しくは、議会だより第151号（令和6年12月1日発行）をご覧ください。

◆令和7年度予算への提言内容

進、学校施設マネジメント、教育環境の整備

提言 学校施設マネジメント計画（実施計画）に基づいた計画的な整備はもとより、計画の対象となっていない学校においても老朽化が著しい施設があるため、効率的な予算執行により適切な維持管理を行うとともに、洋便器化やエレベーターの整備についても着実かつ早急に進めていくこと。また、体育館の空調設備については、現在行っている調査を早急に取りまとめ、導入に向けた考え方を示し、児童・生徒の安心安全で良好な教育環境を整えていくべきである。

回答

○老朽化が著しい学校施設への対応について
学校施設マネジメント計画（実施計画）に基づき、令和7年度には下坂部小学校の建替事業を進めるほか、外壁改修を5校、防水改修を3校、老朽化した空調の更新を13校、照明のLED化を11校で行うなど、各学校園の老朽化に合わせた改修工事を実施する。また、柔軟な予算執行により必要な修繕を可能な限り実施するなど、適切に維持管理を行っていく。

○洋便器化やエレベーターの整備について
トイレの洋便器化については、令和9年度の設置率80%を目指し、改修工事を推進しているところであり、令和7年度にも引き続き6校園の工事を行い、設置率は76.5%となる見込みである。

○エレベーターの設置は要配慮児童生徒が在籍・進学予定の学校のバリアフリー化を優先して計画的に進めており、令和7年度は2校分の設置工事と1校分の設計を実施する。

令和8年度以降も引き続き、着実に整備を進め、安全で安心な学校づくりを計画的に進めていく。

○体育館の空調設備について
体育館空調の設置については、夏休みも含めて部活動で体育館を使用する頻度が高いことや、避難所としての配置のバランスを考慮して、中学校・高校を優先して整備を進める。

令和7年度は2校分の設置工事と1校分の設計を行う。また、新たに創設された国の補助制度の要件となっている断熱化工事の調査・分析を並行して行い、今後の整備に当たっての効果的な進め方を整理する。

【脱炭素やSDGsなど成長分野への事業展開などに向けた産学公融ネットワークの強化、新製品の開発やIoT化の導入の支援など、製造業などのイノベーションの促進支援、あま咲きコインを活用した地域商業の発展及びキャッシュレスの推進】

提言 あま咲きコインについては、今後、国からの臨時交付金等の活用財源の減少が見込まれる中、運用方法についての検討を進め、次年度にはその方向性を示すべきである。また、経済状況を注視する中で、今後も国の経済対策が示された際には、あま咲きコイン等を活用する中で事業者及び市民への経済的支援を速やかに実施するとともに、本市独自の支援策についても充実させ、物価高騰の影響を踏まえた、事業者及び市民への経済的支援を推進していくべきである。

回答 ○あま咲きコインについて
「あま咲きコイン」は、ポ

イント付与によるインセンティブ効果を働かせることで、アンケートの回収やSDGs行動の促進等に活用しているほか、全庁的なポイント制度の集約効果があるなど、市の施策推進ツールとして活用しているところである。

一方で、システム維持費等については一般財源で負担して事業を継続しているものの、国の臨時交付金等といった財源がなければ、これまでのような多額の予算を伴うプレミアムキャンペーンの実施は困難である。

こうした中、令和7年度は国の臨時交付金を活用することが可能であることから、プレミアムキャンペーンを継続するとともに、寄附の獲得や企業・商店街に原資をご負担いただくあま咲きコイン発行の促進など、より良い運用方法について引き続き検討を進める。

○物価高騰の影響を踏まえた事業者及び市民への経済的支援について

国の経済対策を踏まえた物価高騰に対する支援として令和6年12月補正予算で計上した「社会福祉施設等への一時支援金の給付」等に加え、令和7年度予算においても物価高騰に直面する事業者及び市民への各種支援を計上している。

具体的には、事業者と市民の両面を支援する「あま咲きコインプレミアムキャンペーン」をはじめ、事業者支援として「脱炭素経営に向けた支援としての省エネ設備導入等に対する補助」「省力化や生産性向上に資する設備等の導入に対する補助」を実施するほか、子育て世帯を中心とした生活者支援として「学校給食の食材費高騰に対する支援」「子ども食堂等への運営支援」を実施する。

今後も経済状況を注視し、国や県事業の隙間を支援するという考え方のもと、物価高騰の影響を踏まえた経済的支援について検討していく。

【研修等を通じた教職員の人権意識の醸成及び指導力の向上、安全・安心な学校園づくり、教職員の負担軽減に向けた取組】

提言 教員の資質向上に向けた取組については、子供たちが健全に育つよう、教員のいじめに関する感度を向上させる機会をより一層充実させ、いじめ等の未然防止、早期発見、早期解消により、子どもたちにとって安全・安心な学校園となるように、また、時宜に応じ実践的な内容を盛り込んだ研修により教員の人権意識の醸成・向上に取り組むべきである。

教員の働き方改革については、出勤システムにより、客観的な在校時間を把握できることから、今後は勤務実態調査を行い、教員の負担軽減につながる改善策を検討していくべきである。

教員の不足に対しては、県教育委員会と連携し対策を強化するほか、多様な働き方が求められている昨今、現場の

実情に応じた教員配置や柔軟な任用ができるよう県教育委員会へ要望すべきである。

回答

○教員の資質向上に向けた取組について

経験年数や職階・職務に応じた研修をはじめ、授業力や指導力の向上に向けた研修等の更なる充実を目指すとともに、特に、人権意識の醸成に向けて、情報モラル・セキュリティ、いじめ予防や対応、体罰等の防止、非違行為の防止、コンプライアンス等について、より実践的な内容を盛り込みながら研修を実施し、令和7年度からは日本語指導が必要な児童等への適切な支援などについて学ぶ研修を新たに加えるなど、引き続き、教職員の意識向上を図る。

○教員の働き方改革について

令和6年度からデジタル採点システムを導入し、定期テスト等期間に集中する教員への負担軽減を図るほか、スクロールイヤーの設置やスクールソーシャルワーカーの体制

強化など、専門人材を活用することで、教員の負担軽減にも資する取組を進めている。こうした取組の効果を踏まえるとともに教職員の時間外在校時間の上限時間内の達成率向上を図るために業務内容の把握を進め、更なる教員の働き方改革に着実に取り組んでいく。

○教員の不足について

産前産後休暇や育児休業等により年度途中で、教員に欠員が生じた場合、児童生徒への授業ができないなどその影響は非常に大きいことから、育児休業等を取得する正規教員の代替として任用する臨時講師については、年度当初から年間を通して任用が可能となるよう兵庫県教育委員会へ要望していたところ、令和5年度から年間を通しての任用が可能となった。あわせて欠員解消に向けた改善策について、今後も機を捉えて積極的に要望するなど、県教育委員会と連携して取り組んでいく。

採決結果一覧表（第25回定例会）

区 分		結果	公明党	維新の会	市民クラブ	蒼風会	議日本共産党	青雲の会	未みどり	（光本議員）	（無所属）	（無所属）	（無所属）	付託委員会
			(12)	(6)	(5)	(5)	(4)	(2)	(2)	(1)	(1)	(1)	(1)	
条例	議案第 22 号	市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正	原案可決	○	○	○	○	×	○	×	○	欠席	○	予算特別
	〃 第 23 号	市税条例等の一部改正	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	総 務
	〃 第 24 号	職員定数条例の一部改正	〃	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	〃
	〃 第 25 号	市税条例及び債権管理条例の一部改正	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	欠席	○	予算特別
	〃 第 26 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	総 務
	〃 第 27 号	職員退職手当支給条例及び教育職員の退職手当に関する条例の一部改正	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	〃
	〃 第 28 号	職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	〃
	〃 第 29 号	職員の給与制度を改正するための関係条例の整備に関する条例	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	〃
	〃 第 30 号	職員等の旅費に関する条例の一部改正	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	〃
	〃 第 31 号	個人番号の利用に関する条例の一部改正	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	〃
	〃 第 32 号	市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正	〃	○	○	○	○	×	○	×	○	欠席	○	予算特別
	〃 第 33 号	介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部改正	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	健康福祉
	〃 第 34 号	市立弥生ヶ丘斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正	〃	○	○	○	○	×	○	×	○	欠席	○	予算特別
	〃 第 35 号	浴場業に関する条例の一部改正	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	健康福祉
	〃 第 36 号	福祉医療費の助成に関する条例の一部改正	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	〃
	〃 第 37 号	交通遺児激励金支給条例の一部改正	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	〃
	〃 第 38 号	市立すこやかプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正	〃	○	○	○	○	×	○	×	○	欠席	○	予算特別
	〃 第 39 号	児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の要件等を定める条例の一部改正	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	健康福祉
	〃 第 40 号	企業投資活動促進条例の一部改正	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	経済環境企業
	〃 第 41 号	売春等取締条例を廃止する条例	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	建設消防防災
	〃 第 42 号	建築物等関係事務手数料条例の一部改正	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	欠席	○	予算特別
	〃 第 43 号	消防団員退職報償金支給条例の一部改正	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	建設消防防災
	〃 第 44 号	消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	〃
	〃 第 50 号	職員の給与に関する条例の一部改正	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	欠席	○	委員会付託省略
	〃 第 51 号	消防団員等公務災害補償条例の一部改正	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	欠席	○	〃
	議員提出議案第 1 号	市議会個人情報の保護に関する条例の一部改正	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	〃
予算	議案第 1 号	7 年度一般会計予算	原案可決	○	○	○	○	×	○	○	○	欠席	○	予算特別
	〃 第 2 号	7 年度国民健康保険事業費予算	〃	○	○	○	○	×	○	○	○	欠席	○	〃
	〃 第 3 号	7 年度地方卸売市場事業費予算	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	欠席	○	〃
	〃 第 4 号	7 年度育英事業費予算	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	欠席	○	〃
	〃 第 5 号	7 年度公共用地先行取得事業費予算	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	欠席	○	〃
	〃 第 6 号	7 年度公害病認定患者救済事業費予算	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	欠席	○	〃
	〃 第 7 号	7 年度母子父子寡婦福祉資金貸付事業費予算	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	欠席	○	〃
	〃 第 8 号	7 年度介護保険事業費予算	〃	○	○	○	○	×	○	○	○	欠席	○	〃
	〃 第 9 号	7 年度後期高齢者医療事業費予算	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	欠席	○	〃
	〃 第 10 号	7 年度水道事業会計予算	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	欠席	○	〃
	〃 第 11 号	7 年度工業用水道事業会計予算	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	欠席	○	〃
	〃 第 12 号	7 年度下水道事業会計予算	〃	○	○	○	○	×	○	○	○	欠席	○	〃
	〃 第 13 号	7 年度モーターボート競走事業会計予算	〃	○	○	○	○	×	○	○	○	欠席	○	〃
	〃 第 14 号	6 年度一般会計補正予算（第 11 号）	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	〃
	〃 第 15 号	6 年度国民健康保険事業費補正予算（第 3 号）	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	健康福祉
	〃 第 16 号	6 年度育英事業費補正予算（第 1 号）	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	総 務
	〃 第 17 号	6 年度公共用地先行取得事業費補正予算（第 1 号）	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	建設消防防災
	〃 第 18 号	6 年度公害病認定患者救済事業費補正予算（第 2 号）	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	健康福祉
	〃 第 19 号	6 年度介護保険事業費補正予算（第 2 号）	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	〃
	〃 第 20 号	6 年度後期高齢者医療事業費補正予算（第 1 号）	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	〃
	〃 第 21 号	6 年度モーターボート競走事業会計補正予算（第 2 号）	〃	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	経済環境企業
	〃 第 49 号	6 年度一般会計補正予算（第 12 号）	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	欠席	○	委員会付託省略

区分	結果	公明党	維新の会	市民クラブ	蒼風会	議日本共産党	青雲の会	未来の会	みどり	(無所属)	(無所属)	(無所属)	付託委員会
		(12)	(6)	(5)	(5)	(4)	(2)	(2)	(1)	(1)	(1)	(1)	
その他の案件	議案第45号 包括外部監査契約の締結	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	総務
	// 第46号 指定管理者の指定（市立武庫健康ふれあい体育館）	//	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	文教
	// 第47号 訴えの提起（建物明渡し等請求事件及び保証債務履行請求事件）	//	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	建設消防防災
	// 第48号 和解及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定	//	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	//
人事案件	議案第52号 教育委員会教育長の任命	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	欠席	○	委員会付託省略
	// 第53号 教育委員会委員の任命	//	○	○	○	○	○	○	○	○	欠席	○	//
	// 第54号 監査委員の選任	//	○	○	○	○	○	○	○	○	欠席	○	//
	// 第55号 固定資産評価審査委員会の委員の選任	//	○	○	○	○	○	○	○	○	欠席	○	//
調査報告書	光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る調査	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	除斥	欠席	○	光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る調査特別（百条）

※会派名の下の（ ）は会派ごとの所属議員数です。ただし、採決に加わらない議長（蒼風会）を含みます。

28日 ▽議会運営委員会（分科会）	26日 ▽文教委 ▽総務委員会	25日 ▽経済環境企業委員会（分科会） ▽予算特別委員会（分科会）	21日 ▽建設消防防災委員会 ▽健康福祉委員会 ▽別委員会	19日 ▽議会運営委員会 ▽本会議	18日 ▽議会運営委員会 ▽本会議	12日 ▽光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る調査特別委員会 ▽会派代表者会	5日 ▽議会改革検討委員会 ▽議員研修会	議会の動き （2月1日から3月31日まで）	3日 ▽予算特別委員会 ▽議会運営委員会	4日 ▽本会議（代表質疑） ▽本会議	5日 ▽本会議（代表質疑） ▽予算特別委員会	6・7日 ▽予算特別委員会（分科会） ▽議会運営委員会	12日 ▽光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る調査特別委員会	13・14日 ▽予算特別委員会（総括質疑） ▽光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る調査特別委員会	17日 ▽光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る調査特別委員会	18日 ▽予算特別委員会 ▽議会運営委員会	19日 ▽議会運営委員会 ▽本会議	21日 ▽議会運営委員会 ▽本会議	26日 ▽議会改革検討委員会
----------------------	-----------------------	---	--	-------------------------	-------------------------	---	----------------------------	--------------------------	----------------------------	--------------------------	------------------------------	-----------------------------------	--	---	--	-----------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------

議員研修会を開催

2月5日に兵庫県立障害児者リハビリテーションセンター センター長の柴田 徹氏を講師に招き、「インクルーシブ社会の実現に向けての現状・課題」をテーマに研修会を行いました。

社会の未来を担う子供たちへのインクルーシブ教育をはじめ、多くの人が互いを理解し認め合い、行動していくことの必要性や、誰一人取り残されない未来のため、今後とも取り組まなければならない課題や継続的な取り組みについて、お話いただきました。



インクルーシブ教育などについて、事例を踏まえたお話を伺いました。

議員の辞職について

光本圭佑議員（無所属）から3月19日付で、議長宛てに辞職願が提出され、3月21日に議会においてこれを許可しました。

5月定例会の予定

- ▷本会議(5月13・22日)
- ▷常任委員会(5月15・16・19日)

詳しくは、議事課までお問い合わせください。

市議会の審議の様子は、市議会ホームページでご覧になれます。



百条委員会の結果を今号に掲載しました。本件は令和4年に発覚して以降「政務活動費の制度検証等特別委員会」「政治倫理審査会」・「百条委員会」を設置し、計140万円程度の費用と多大な時間をかけ、市民の皆さまからの信頼を取り戻し、二度と同様の事件が起こらないようにするため、議会として取り組んできました。一方で制度の限界も感じました。そして、本件も含め、現議員の任期中最後の予算議会が終了しました。新年度に当たり皆さまにとって良い年になることを心より願っています。(T・S)

編集後記